# NOS コピー機等レンタルサービス約款

本約款は、注文者と株式会社エヌオーエス（以下「当社」といいます。）との間における、注文書記載の物件（以下「対象物件」といいます。）のレンタルサービスの契約（以下「本契約」といいます。）条件を定めることを目的とします。

第 1 条（目的）

当社は注文者に対象物件を賃貸し、注文者は対象物件を賃借します。

第 2 条（本約款の変更）

当社は、改訂日の 1 カ月以上前までに、当社のホームページ上で告知する方法により、本約款を変更することができます。ただし、変更内容が誤字若しくは脱字の修正等の軽微な変更である場合、又は注文者の一般的な利益に適合する場合には、当社は直ちに本約款を変更することができます。

第 3 条（契約の成立）

1. 注文者は、本約款に同意の上、当社所定の注文書を提出する方法により、本契約を申し込みます。
2. 注文者は、審査の結果、本契約の申し込みをお受けできない場合があります。
3. 当社が注文者からの申し込みを承諾したときに、本契約は成立します。

第 4 条（対象物件の設置場所）

1. 当社は対象物件を、注文書記載の納品場所に設置します。
2. 対象物件を移動する場合、注文者はあらかじめ当社の承認を得るものとします。

第 5 条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、注文書記載のとおりとします。レンタル期間の満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、レンタル期間は、当社及び注文者の合意によって変更することができます。

第 6 条（保守サービス）

1. 本契約に基づく、複合機及びプリンター（以下併せて「複合機等」といいます。）並びにプロッターの保守サービス業務の内容は、次のとおりとします。
    (1) 注文者の定める複合機等及びプロッターの取扱責任者に対する取扱要綱の指導。
    (2) 複合機等及びプロッターを常に良好に保つための整備及び部品の交換。
    (3) 複合機等及びプロッターが故障した場合の注文者の連絡に基づく速やかな修理。なお、修理による対応が難しい場合には、注文者及び当社間で協議を行い、代替品との交換を行うことができるものとします。
2. 当社は、注文書記載の複合機等及びプロッター以外のレンタル対象機器（以下「その他機器」といいます。）が故障した場合、注文者の連絡に基づき、注文者と協議した上で代替品と交換します。
3. 当社が行うサービスの受付対応時間は、土日祝日及び当社所定休日を除く、平日の 9 時から 18 時までとします。なお、注文者のやむを得ない事情により受付対応時間外でサービスを実施した場合は、当社は所定の別途料金を注文者に請求することができます。

第 7 条（カウンター料金等）

1. 本条の規定は、対象物件が複合機等である場合にのみ適用されます。

2. 注文者が複合機等を使用する場合、複合機等のレンタル料金に加え、1カウントあたりのカウンター料金が発生します。モノクロ及びカラーのカウンター料金、並びにカウンター料金計算開始日は、注文書記載のとおりとします。
3. 複合機等の使用においてテストコピー又は不良コピーが発生した場合であっても、そのカウントは控除されません。ただし、当社が保守サービス業務を実施するにあたって複合機等を試験的に使用した結果生じたテストコピー又は不良コピーのカウントは、控除される場合があります。この場合、当社は控除されるカウント数を注文者に通知します。
4. 当社は必要と認めた場合、感光体ドラム、デベロッパー及びトナー（以下「消耗品」といいます。）をコピー品質維持のために交換又は補充します。なお、感光体ドラム及びデベロッパーにかかる代金はレンタル料金に、トナーにかかる代金はカウンター料金に含まれます。
5. 注文者は、複合機等の使用にあたっては、複合機等の品質維持のために、当社の定める規格に適合する用紙及び消耗品を使用するものとします。なお、用紙代は注文者負担となります。
6. 注文者は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されているコピーをしてはならないものとします。また、注文者はこれを徹底するため、対象物件の取扱責任者をして対象物件、用紙及び消耗品の使用について十分な管理をさせるものとします。

第8条（プロッターのレンタル）
1. 本条の規定は、対象物件がプロッターである場合にのみ適用されます。
2. 注文者がプロッターを使用する場合、プロッターのレンタル料金に加え、プロッターに使用するインクその他プロッターの稼働に必要な用品（以下「プロッター用品」といいます。）の費用が発生します。注文者は、プロッター用品を別途自己の費用と責任において購入する必要があります。

第9条（その他機器のレンタル）
1. 本条の規定は、対象物件がその他機器である場合にのみ適用されます。
2. 第6条（保守サービス）第2項に定めるその他機器の保守サービスは、その他機器のレンタル料金に含まれます。ただし、第11条（別途料金）各号に掲げる原因による故障において、その他機器の代替品の交換にかかった費用は、注文者の負担とします。
3. 当社は、その他機器を経由して送受信されるデータ、パケット及び情報の完全性、可用性及び機密性について、何ら保証せず、データ等の漏洩により注文者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第10条（支払）
1. 本契約に基づき注文者が当社に支払う料金（以下「本サービス料金」といいます。）は、注文書記載の対象物件のレンタル料金（対象物件ごとにそれぞれ発生します。）、複合機等のカウンター料金及び対象物件の関連商品の料金並びに対象物件の設置等にかかる諸経費により構成されます。
2. レンタル期間の開始日又は満了日が月の途中であった場合、レンタル料金は日割り計算され、それぞれ当該月のレンタル日数分発生するものとします。ただし、レンタル期間が1カ月未満であった場合には、レンタル料金は日割り計算されないものとし、注文者は1カ月分のレンタル料金を当社に対して支払います。
3. 本契約が解除又は解約により月の途中で終了した場合であっても、前項と同様とします。

4. 前二項の規定にかかわらず、当社が別途指定する対象物件のレンタル料金については日割り計算を行わないものとし、注文者は、レンタル期間の開始日又は満了日が月の途中であった場合でも当該月について1カ月分のレンタル料金を当社に対して支払います。
5. 当社は、注文者及び当社で合意の上別途定める毎月の締め日（以下「締め日」といいます。）を基準として、前の締め日の翌日から当該締め日までの期間における本サービス料金を集計し、その金額その他必要事項を記載した請求書を作成し、注文者に対して注文書記載の宛先に送付します。
6. 注文者は、本サービス料金を、当社から請求書を受領した日の翌月末日までに以下の各号のいずれかの方法により支払います。ただし、注文者及び当社間で別途支払方法を合意した場合には、その方法によるものとします。
   (1) 当社の指定する銀行口座に振り込む方法。なお、振込手数料は注文者の負担とします。
   (2) 注文者名義の銀行口座から自動引落する方法。
7. 経済情勢の著しい変動などにより、本サービス料金は改定されることがあります。
8. 注文者が本サービス料金の支払を遅延した場合は、年利6%の割合による遅延損害金を当社に支払います。

第11条（別途料金）

当社は下記原因による故障については注文者に別途料金を請求できるものとし、また、対象物件の破損又は滅失等が甚だしい場合は保守サービス業務を中止することができます。

(1) 取扱上の不注意若しくは誤用、又は不十分な電源若しくは特殊環境下での使用等、注文者の責任に帰すべき事由による故障。
(2) 火災又は天変地異その他これに類する災害による故障。
(3) 当社以外による改造、分解又は修理等による故障。
(4) 注文者が無断で対象物件の設置場所を移動させたことによる故障。
(5) その他対象物件に起因しない原因による故障。

第12条（対象物件の所有権及び管理）

1. 対象物件及び消耗品の所有権は当社に属し、注文者はそれらを善良なる管理者の注意をもって管理し、通常の用法に従い使用及び保管するものとします。
2. 当社は対象物件に当社の所有権を明示する標識を貼付することができます。
3. 注文者は次の各号に掲げる行為をしてはなりません。
   (1) 対象物件及び消耗品を故意に毀損し、又は当社の事前の書面による承認を得ないで現状を変更すること。
   (2) 対象物件に貼付された当社の所有権を明示する標識を除去すること。
   (3) 対象物件及び消耗品の譲渡、貸与、流用又は質権その他担保権の設定。
   (4) その他対象物件及び消耗品に関して当社に損害を及ぼすおそれがある行為。
4. 注文者は対象物件及び消耗品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合は、その旨を速やかに当社に連絡するものとします。

第13条（対象物件の転貸）

1. 注文者は、当社の事前の承諾を得た場合に限り、対象物件を第三者に転貸することができます。この場合、注文者は、注文者が対象物件を転貸した第三者（以下「転貸先」といいます。）の名称、住所、担当者名等の必要事項（以下「転貸先情報」といいます。）を当社に通知するものとします。
2. 当社は、転貸先情報を調査した結果、当該転貸を承諾できない場合があります。

3. 注文者は、転貸先情報が変更となった場合には、第 25 条（通知）第 1 項の定めに基づき、変更の内容を当社に通知するものとします。
4. 注文者は、当社の事前の承諾がない限り、当社が転貸先に設置した対象物件を自ら移動してはならず、また転貸先をして移動させてはならないものとします。
5. 注文者は転貸先に対し、本約款に基づき注文者が負うものと同等の義務（ただし、第 10 条（支払）の規定に基づく義務を除きます。）を課すものとし、注文者は当該転貸先の行為について、本約款に定める範囲の責任を負います。
6. 当社は、転貸先が本約款に定める義務に違反し、又はその他対象物件の転貸の継続が困難であると判断した場合には、注文者に対して当該転貸を中止し、第 16 条（対象物件の返還）の定めに従い対象物件の返還を求めることができます。注文者は、当社の求めに応じ、直ちに対象物件を返還するものとします。

第 14 条（知的財産権の帰属）
1. 対象物件に関するマニュアル及び保証書の知的財産権は、当該対象物件の製造者、輸入元又は権利者に帰属します。
2. 対象物件にソフトウェアがインストールされている場合、当該ソフトウェアの知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されます。当社は、当該ソフトウェアの非独占的で譲渡不能な使用権を注文者に許諾します。
3. 注文者は、対象物件にインストールされているソフトウェアの使用許諾約款を遵守するものとします。

第 15 条（滅失、損傷等）
1. 対象物件の設置から返還までに生じた対象物件の盗難、滅失及び通常の消耗を超える損傷等の危険は全て注文者が負担するものとします。
2. 対象物件が盗難、滅失又は修理不能の損害を受けた場合、注文者はそれにより当社が被った損害を賠償するものとします。

第 16 条（対象物件の返還）
1. 本契約が終了した場合、注文者は、直ちに対象物件を返還するものとします。なお、対象物件の返還にかかる費用は注文者負担とします。
2. 前項に基づく対象物件の返還は、注文者立ち合いのもと、当社又は当社の指定する者が対象物件の設置場所から対象物件及び注文書記載の関連商品を引き揚げる方法により行われます。
3. 注文者は、当社から相当の期間を定めた催告を受けてもなお対象物件を返還しない場合、対象物件が返還されないことにより当社が被った損害を賠償するものとします。

第 17 条（権利義務の譲渡禁止）
注文者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

第 18 条（データの移行、バックアップ等）
1. 本契約には、原則として、対象物件に保存されたデータの移行及びバックアップのサービスは含まれません。注文書にデータの移行又はバックアップが明示的に含まれている場合を除き、注文者は、対象物件に保存されたデータの移行及びバックアップを自己の費用負担と責任において実施するものとします。

2. 注文者は、対象物件を当社に返還する前に、自己の費用負担と責任において対象物件に保存されたデータを完全に消去するものとします。対象物件の返還時にデータが残存していた場合、当社は注文者への通知をすることなくこれを消去できます。
3. 注文者は、前項の規定に基づく当社によるデータの消去又はデータが消失若しくは破損等をした場合においても、当社に対してデータの復元及びデータの残存に起因する損害の賠償等の一切の請求を行わないものとします。

第 19 条（再委託）
1. 当社は、本契約の履行の全部又は一部を第三者に再委託することができます。
2. 前項の場合において、当社は本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すとともに、本契約の履行に関する再委託先の行為について、本約款に定める範囲で責任を負います。

第 20 条（免責）
天災地変、政府若しくは政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、輸送機関の事故、通信回線の障害、停電、エネルギーの供給統制、サイバー攻撃、仕入先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の債務不履行、履行遅滞及び履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。

第 21 条（損害賠償責任）
1. 当社が本契約に関連して、注文者に対して負担する損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由により注文者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとします。当社は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負わないものとします。
2. 当社が前項の規定に基づき、注文者に対して負担する損害賠償は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本サービス料金の 1 カ月分を上限額とします。

第 22 条（秘密保持）
1. 注文者及び当社は、本契約の遂行上知り得た相手方の営業上、技術上、その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
2. 注文者及び当社は、相手方から受領した秘密情報を、本契約の遂行以外の目的に使用してはならないものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には該当しないものとします。
   (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報。
   (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報。
   (3) 開示を受けた後、いずれの当事者の責めにもよらずに公知となった情報。
   (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
   (5) 相手方から開示された情報によることなく、独自に開発又は取得した情報。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、注文者及び当社は、次の各号に掲げる場合、秘密情報を必要な範囲で開示することができます。
   (1) 自己若しくは自己の関連会社の役職員又は弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示する場合。

(2) 法令又は裁判所による裁判若しくは行政機関、地方公共団体等の命令、規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合。

5. 前項に定める場合のほか、当社は、本サービスの履行のために必要な範囲で、再委託先に対し、秘密情報を開示することができます。
6. 注文者及び当社は、本契約の遂行のために必要な範囲に限り、秘密情報の加工及び複製を行うことができます。この場合、注文者及び当社は、秘密情報の加工物及び複製物を秘密情報として取り扱います。
7. 注文者及び当社は、相手方から要求されたとき又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその加工物並びに複製物を廃棄、又は相手方に返却するものとします。

第 23 条（個人情報保護方針）

1. 注文者は、下記 URL の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。
   URL：https://www.nos-copy.jp/privacy/
2. 注文者及び当社は、本契約の遂行上知り得た個人情報を、個人情報の保護に関する法律及び関連するガイドライン等の規範を遵守して取り扱うとともに、法令や社会環境の変化等に応じて、個人情報保護の取り組みについて、継続的な改善及び向上に努めます。

第 24 条（本サービスの廃止）

当社は、3 カ月以上前までに、書面にて注文者に通知することにより、本サービスを終了させることができます。

第 25 条（通知）

1. 注文者は、以下の各号のいずれかの情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとします。
   (1) 商号又は名称
   (2) 住所
   (3) 電子メールアドレス
   (4) 電話番号
   (5) 合併、会社分割、減資、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡
   (6) 対象物件の設置場所
   (7) 転貸先情報
2. 当社が、注文者の住所、電子メールアドレス又は SMS 等の連絡先宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 注文者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。

第 26 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. 注文者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（以下「カスハラ基本指針」といいます。）（URL：https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。

2. 注文者が前項の規定に違反した場合、当社はカスハラ基本指針に従い、本契約に基づく役務の提供を中止することができます。この場合、当社は注文者に対する債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 注文者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約します。
   (1) 自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、役員（以下「代表者等」といいます。）、自己の事業所を占有ないし使用する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他一切の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないこと。
   (2) 代表者等が反社会的勢力を利用していないこと及び将来にわたっても利用しないこと。
   (3) 代表者等が反社会的勢力に資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていないこと、及び将来にわたっても行わないこと。
   (4) 反社会的勢力が直接間接を問わず経営に関与していないこと及び将来にわたっても関与させないこと。
   (5) 代表者等が自ら又は第三者を利用して、相手方の関係者に詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いないこと。
   (6) 自らが反社会的勢力と次の事項のいずれかに該当する関係も有していないこと及び将来にわたっても有しないこと。
   ａ）反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
   ｂ）反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
   ｃ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
   ｄ）その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
2. 注文者又は当社は、相手方が前項の定めに違反した場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができ、また、相手方に対して自らが被った損害の賠償を請求することができます。この場合、相手方に損害が生じても、注文者又は当社はこれを賠償する責任を負わないものとします。
3. 相手方が本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約等」といいます。）を締結する場合において、関連契約等の当事者又はその代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力に該当し、又は本条第 1 項各号に該当することが判明した場合、注文者又は当社は、相手方に対して、関連契約等を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができます。
4. 相手方の取引先が反社会的勢力に該当し、若しくは本条第 1 項各号に該当することが判明した場合、注文者又は当社は、相手方に対して、当該取引先との間の取引を直ちに解除し、以後の取引を行わないなど必要な措置を求めることができます。
5. 注文者又は当社が、相手方に対し、第 3 項若しくは前項の措置を求めたにもかかわらず相手方がそれにしたがわなかった場合は、何らの催告なくして本契約を解除することができ、また、相手方に対して自らが被った損害の賠償を請求することができます。この場合、相手方に損害が生じても、注文者又は当社は何らの賠償する責任を負わないものとします。

第 28 条（契約の解除）

1. 注文者及び当社が次の各号のいずれか一つ以上に該当した場合は、相手方は何ら催告することなく即時に本契約の履行を停止し、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
   (1) 相手方に対する債務の支払を怠ったとき。
   (2) 監督官庁により営業の許可取消し又は停止等の処分を受けたとき。
   (3) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。
   (4) 自ら振り出した手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けた場合。
   (5) 第三者より差押え、仮差押え若しくは仮処分の申し立て又は滞納処分、その他による差押え又は保全差押えを受けたとき。
   (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
   (7) 解散の決議（合併による場合を除きます。）をしたとき。
   (8) 注文者の資産又は信用状態が著しく悪化し、本契約に基づき債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
   (9) 第 11 条（別途料金）の各号に掲げる故障事由により、対象物件の破損又は滅失等が甚だしいとき。
   (10) 前条（反社会的勢力の排除）の規定に違反したとき。
   (11) 対象物件が国外に移設されたとき。
   (12) 対象物件が国内の離島又は遠隔地に移設され、保守サービス業務の継続が困難であると当社が判断したとき。
   (13) 第 13 条の規定に違反したとき、又は転貸先について前各号の事由が生じたとき。
   (14) その他、前各号に準ずる事由が生じたとき。
2. 注文者及び当社は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ当該違反に関する書面による催告を受けたにもかかわらず 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の履行を停止し、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
3. 注文者又は当社が前二項の定めに基づき本契約を解除した場合、その相手方は当然に期限の利益を喪失し、注文者又は当社に対する債務を直ちに履行します。
4. 本条に基づく本契約の解除は、解除権を行使した当事者による相手方への損害賠償請求を妨げません。
5. 本契約の解除は、将来に向かって効力を生ずるものとし、遡及しないものとします。

第 29 条（準拠法、合意管轄裁判所）
1. 本契約は日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。
2. 注文者及び当社は、本契約に関する訴訟について、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 30 条（信義誠実の原則）
本契約に規定のない事項、及び本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、注文者及び当社間で信義誠実を旨とし、協議の上解決します。

第 31 条（残存条項）
本契約が終了又は解除された場合であっても、第 17 条（権利義務の譲渡禁止）、第 18 条（データの移行、バックアップ等）、第 19 条（再委託）第 2 項、第 21 条（損害賠償責任）、第 22 条（秘密保持）、第 23 条（個人情報保護方針）、第 25 条（通知）第 2 項及び第 3 項、第 26 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）、第 27 条（反社会的勢力の排除）第 2 項及び

第 5 項、第 28 条（契約の解除）第 3 項及び第 4 項、第 29 条（準拠法、合意管轄裁判所）、第 30 条（信義誠実の原則）及び本条の規定は、引き続き有効に存続するものとします。

以上

株式会社エヌオーエス

2026 年 11 月 1 日　制定